

障害児通所支援事業所の指定の一部効力停止処分について

横浜市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）に基づく特別監査を実施した結果、放課後等デイサービスに関する不正請求等が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり放課後等デイサービス事業所の指定の一部効力停止処分を行いました。

1 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 ライズ児童デイサービスししがや
(2) サービスの種類 放課後等デイサービス
(3) 設置者 有限会社エスエヌ企画（川崎市川崎区駅前本町 5-2 大星川崎ビル 9F）
代表取締役 西原 繁美
(4) 事業所の所在地 鶴見区獅子ヶ谷 1-24-34
(5) 定員 10名
(6) 指定年月日 平成27年10月1日

2 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3か月）
(2) 処分年月日 令和3年5月31日
(3) 処分期間 令和3年6月1日～令和3年8月31日

3 処分理由

- (1) 不正請求（法第21条の5の24第5号）
平成31年1月29日、4月8日、令和元年9月12日、9月19日のサービス提供について16人以上の利用があったが、16人目以降のサービス提供記録や実績記録票について作成を行わず、15人分の請求として定員超過減算を不正に免れた。
(2) 虚偽の答弁（法第21条の5の24第7号）
特別監査時や事情聴取において、16人以上の利用者受け入れは無かったと事実と異なる答弁を行った。

4 返還を求める額（現時点で把握している額）

不正に請求し、受領していた障害児通所給付費について、今後下表のとおり、法第57条の2第2項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算して返還を求めます。あわせて、利用者負担についても返還を指示します。なお、金額については今後精査します。

給付費の返還額			利用者への返還額
不正請求額	加算額	合計	
94,470円	37,788円	132,258円	2,569円

5 利用者について

本処分により、各事業所を現に利用している方への処遇上の影響は生じません。

お問合せ先

こども青少年局障害児福祉保健課長 及川 修 Tel 045-671-4277

【参考】 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号・抜粋）

第 21 条の 5 の 24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

第 57 条の 2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。